

答 申 書
(答申第3号)
平成10年9月8日

1 審査会の結論

旅費の返納に係る調定書及び領収済通知書中の氏名を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分を非開示としたことは妥当ではない。

2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、平成7年8月分の生活福祉部保護課の旅費の返納に係る調定書及び領収済通知書であり、調定書には調定日、金額、納入義務者の住所及び氏名、納入の目的等が、領収済通知書には納付者の住所及び氏名、金額、納入の目的、領収日付印等がそれぞれ記録されている。

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「改正後の条例」という。）による改正前の北海道公文書の開示等に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第1項本文及び第9条第2項第1号に該当することを理由として本件公文書の非開示決定（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人が本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(2) 改正前の条例第9条第2項第1号の該当性について

ア 改正前の条例第9条第2項第1号には、実施機関は、開示請求に係る公文書に、開示することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれのある情報が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしないことができる旨、規定されている。

なお、改正後の条例第10条第1項第3号においても、本項本号と同様に規定されている。

イ 実施機関は、本件公文書が一連の不正経理に関係するものであり、本件公文書を開示すると、札幌地方検察庁の捜査に支障が生じるおそれがあることから、本号の開示をしないことができる文書に該当する旨主張する。

しかしながら、実施機関の提出資料をもってしては、本件公文書に記録されている情報は、本件公文書を開示しても捜査に支障が生じるとは認められないから、本件公文書は本項本号の公文書の開示をしないことができる文書には該当しない。

(3) 改正前の条例第8条第1項本文の該当性について

ア 改正前の条例第8条第1項本文には、実施機関は、開示請求に係る公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（法令及び他の条例（以下「法令等」とい

う。)の規定により何人でも取得することができる情報並びに公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報を除く。以下「特定個人情報」という。)が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない旨規定されている。

また、特定個人情報から除外される情報としては、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」等が挙げられているが、これらには、公にすることが慣行となっていて公表しても社会通念上個人のプライバシーを侵害するおそれがないと認められる情報であって実施機関が自ら作成し、又は取得したもの等が該当すると解されている。

イ 公務員の職務の遂行に係る情報は、通常、これが公表されても社会通念上公務員個人のプライバシーを侵害するとは考えられないことから、本項本文の非開示情報には該当しないものとする。そして、旅行命令に係る職員の情報についても、通常、これが公表されても社会通念上職員個人のプライバシーを侵害するとは考えられない。

しかしながら、本項公文書は、旅費の不正受給に係るものであるから、本件公文書を開示すると、旅費の不正受給に関係した職員の氏名を明らかにすることとなり、本件公文書に記録されている職員やその関係者に対し個人的な不利益を生じさせることが十分予想されるところであり、これにより当該職員の名譽、信用等のプライバシーを侵害するおそれがあることから、本件公文書に記録されている特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、特定個人情報に該当するものと認められる。

なお、改正後の条例第10条第1項第1号には、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るものうち、通常他人に知られたくないと認められる情報は、非開示情報に該当する旨規定されている。

(4) 一部開示の可能性について

改正前の条例第10条には、実施機関は、非開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができるときは、当該非開示情報が記録されている部分を除いて、当該公文書に係る公文書の開示をする旨規定されている。

本件公文書に記録されている情報のうち、調定書及び領収済通知書中の氏名(以下「本件氏名」という。)については、明らかに特定の個人が識別される情報である。

しかしながら、本件氏名を除く情報については、これを開示しても特定の個人が識別され、又は識別され得るとは認められない。

また、本件氏名とそれ以外の情報とを容易に、かつ開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離することができることと認められることから、本件氏名を除いて本件公文書を開示することは可能であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過

本件処分に係る異議申立てに係る異議申立てについての処理経過は、次のとおりである。

なお、改正後の条例の施行に伴い、平成10年4月1日付けで、審査会の名称が北海道公文書開示審査会から北海道情報公開審査会に変更された。

年 月 日	処 理 経 過
平成10年2月5日	○ 諮問書の受理
平成10年2月16日 (第78回審査会)	○ 実施機関から関係資料の提出 ○ 実施機関から本件処分の理由等について説明 ○ 審議
平成10年3月16日 (第79回審査会)	○ 異議申立人による意見陳述 ○ 審議
平成10年6月1日 (第1回審査会)	○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成10年6月26日 (第二部会)	○ 実施機関による説明 ○ 審議
平成10年7月30日 (第二部会)	○ 審議
平成10年8月28日 (第二部会)	○ 答申案の審議
平成10年9月1日 (第4回審査会)	○ 答申案の審議
平成10年9月8日	○ 答申